

要請指示

- ・遺体安置所確保のための寺院被災状況調査を指示
- ・応急給水対策のため、水道部職員の動員と応急給水準備の指示
- ・救助・救援対策用の重機等の調達指示
- ・遺体を納める柩、ドライアイスの調達指示
- ・避難住民の避難所誘導指示（市役所近辺）
- ・芦屋市医師会会長との協議による救護所の設置と開設準備指示
- ・被害状況、避難所開設状況調査

市対策本部の設置後、災害対策本部長（市長）をはじめ職員が徐々に登庁、人手不足が続いたが、「人命救助」、「水・食料等の確保」及び「遺体の収容」を最重点に置いて応急活動を続けたところである。

災害対策本部室は、職員が参集増加した8時30分には北館2階会議室へ、9時00分頃には、庁内で最も広い南館2階の庁議室へと移し、本部機能の拡充が図られたが、1月19日、20時30分の北館閉鎖に伴い、北館の避難者が南館に押しかけ、職員執務場所確保が困難となり、本部室は、電話対応室、情報収集室に充てざるを得なかったことから、本部室を助役応接室に移し、狭室と椅子不足のため床に腰を降ろしての本部会議が数か月間続けられた。

（2）災害対策本部の組織

震災直後から、救助、救護、捜索、遺体収容対策はいうまでもなく避難所対応、救援物資の受入れ・搬出対応に追われ、参集職員を緊急かつ機動的に重点配置せざるを得ず、隨時、活動班を組織編成して応急災害対策に当たったのが実情で、地域防災計画で定められた組織運用は、ほとんど機能しなかった。

このため、発災後3日目の1月19日に、当面必要な組織部署に重点配置した組織に修正された。

その後も、応急災害対策業務の需要推移と災害応援、支援者受入業務、財政対策業務、災害救助法適用業務、被災者救援対策業務及び復旧、復興対策業務等の推進に向けて数次の組織修正が行われた。

平成7年10月に至り、防災体制の強化拡充を図るために、市役所組織の改正を行い、市長室（現在「総務部」）に防災対策課を新設、「防災対策の総合調整に関する事務」は、防災対策課が所管するところとなり、平成8年9月に、今回の震災教訓を踏まえた「芦屋市地域防災計画」に全面改訂して今日に至っている。

なお、市災害対策本部は、防災対策課に引継がれ、現在も継続設置されている。

2 消防本部・消防団の活動状況

（1）消防本部・消防署の活動状況

ア 発災直後の初動状況

震災当日の消防体制は、3署所で、当直員 22人、6隊（消防隊4隊、救急隊1隊、救助隊1隊）の運用体制であった。

発災直後の災害観察により、救助隊を除くすべての隊が消火、救急現場対応のため出動し、救助隊員は、消防本部（署）周辺の倒壊木造建築物の救助活動（3人生存救出）に当たっており、消防庁舎には、通信、受付員の3人が残留対応する初動であった。

イ 消防指揮本部の設置・活動状況

消防本部には、6時05分頃から消防部指揮者をはじめ、近隣職員が徐々に参集した。

その時刻には、すでに、避難所の開設を求める市民に加え、負傷した市民や救助を求める市民が駆け込み、消防本部内は騒然とした状況であった。

このような状況から、避難所開設を求める市民には、南隣の精道小学校講堂への移動を指示した後、6時10分に消防庁舎玄関前に情報収集本部を開設し、情報収集を開始するとともに、同一場所に消防指揮本部を設置し、同時刻頃に登庁の副本部長と被害予測と初動対応策を協議し、副本部長から「①消防部と建設部に対する、人命救助に関する緊急措置②救助、救援対策用の重機調達」の指示を受けて組織的活動を開始、地域防災計画に定める組織を柔軟に運用し、消火、救助、救急活動の指揮に当たるとともに、芦屋建設事業協同組合には、救助活動用資機材の緊急提供と救助活動支援を要請して救助活動体制の確立を図り、併せて、消防指揮本部の情報収集をもとに市災害対策本部と芦屋警察署との連絡調整を図りながら救助、救出を最優先とした災害活動を行った。

また、負傷者の応急救護については、救急活動を終えて帰隊した本署救急隊の再出動を見合せ、消防庁舎車庫内で応急救護に当たらせるとともに、副本部長の参集要請で来署の芦屋市医師会会長の要請に応じ、精道小学校内に救護所を設置することとし、7時30分に開設、併せて仮遺体安置所も同小学校に併設し、応急救護活動拠点の確保に当たった。

消防指揮本部は、救助、救出要請のあった全事案の一次処理を終えた1月21日まで消防庁舎前で開設し、その後、消防本部2階事務所に移し、災害応急活動の一次終了期の平成7年9月16日に発展閉鎖、以後、通常執務の中で継続し業務遂行に当たったと